CRPD/C/CHN/2-3

Committee on the Rights of Persons with Disabilities

**Combined second and third periodic reports submitted by China under article 35 of the Convention**

31 August 2018

中国　第2・3回合併締約国報告\*,\*\*　(JD仮訳)

**2018年8月31日**

* 公式編集は未実施。
* ＊　香港・中国の報告(CRPD/C/CHN-HKG/2-3)及びマカオ・中国の報告(CRPD/C/CHN-MAC/2-3)は本締約国報告の一部である。

訳注

①　香港とマカオの報告は本報告の一部となっていると注にあるが、それらはCRPD/C/CHN HKG/2-3などと別の文書として障害者権利委員会のサイトに掲載されている。

②　中国の第2・3回合併締約国報告は、簡易審査方式（まず委員会から質問し、それへの締約国からの回答をもって締約国報告とし、その後建設的対話を行う審査方法）をとらず、締約国報告→委員会からの質問→締約国からの回答→建設的対話という方法をとっている。

**目次**

はじめに

第一部 総則

第1-4条 目的、定義、一般原則及び一般的義務

第二部 具体的な権利

 第5条 平等及び無差別

 第8条 意識の向上

 第9条 施設及びサービス等の利用の容易さ（アクセシビリティ）

 第10条 生命に対する権利

 第11条 危険な状況及び人道上の緊急事態

 第12条 法律の前にひとしく認められる権利

 第13条 司法手続の利用の機会

 第14条 身体の自由及び安全

 第15条 拷問又は残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰からの自由

 第16条 搾取、暴力及び虐待からの自由

 第17条 個人をそのままの状態で保護すること

 第18条 移動の自由及び国籍についての権利

 第19条 自立した生活及び地域社会への包容

 第20条 個人の移動を容易にすること

 第21条 表現及び意見の自由並びに情報の利用の機会

 第22条 プライバシーの尊重

 第23条 家庭及び家族の尊重

 第24条 教育

 第25条 健康

 第26条 ハビリテーション(適応のための技能の習得)及びリハビリテーション

 第27条 労働及び雇用

 第28条 相当な生活水準及び社会的な保障

 第29条 政治的及び公的活動への参加

 第30条 文化的な生活、レクリエーション、余暇及びスポーツへの参加

第三部 障害のある女子と児童

 第6条 障害のある女子

 第7条 障害のある児童

第四部 特定の義務

 第31条 統計及び資料の収集

 第32条 国際協力

 第33条 国内における実施及び監視

**はじめに**

本報告は、障害者権利条約（以下「条約」）第35条に基づいて、中華人民共和国が提出した第2・3回合併定期報告である。

本報告は、中国中央政府が作成した中国における「条約」の実施状況、香港特別行政区（HKSAR）政府が作成した中国香港特別行政区（HKSAR）における「条約」の実施状況、マカオ特別行政区（MSAR）政府が作成した中国マカオ特別行政区（MSAR）における「条約」の実施状況の3つのセクションから構成されている。

本報告の作成にあたっては、法律・行政分野、司法機関、非政府組織及び関連分野の専門家、一般市民の意見を広く募集した。

**第一部　総則**

**第1-4条　目的・定義・一般原則・一般義務**

1. 現在、中国には約8500万人の障害のある人がいる。習近平国家主席は、「2020年までの適度に豊かな社会の総合的な建設において、一人の障害のある人も取り残されてはならない」と述べている。2010年以降、中国の障害のある人に関して、以下のような大きな動きがあった。

2. 第一に、障害のある人の権利を保護するための制度がさらに改善された。中国は、憲法を中心とした障害のある人に関する法規制を整備した。それは、「障害者保護法」を主な支柱とし、「障害予防及び障害者のリハビリテーション規則」、「障害者教育規則」、「障害者雇用規則」、「バリアフリー環境構築規則」を主な副支柱としている。2018年4月現在、障害のある人の権利利益の保護に直接関係する法律は80を超え、行政規則は50を超えている。具体例は、中国の国家憲法の「国家は人権を尊重し、保護する」という規定をはじめ、豊富に挙げられる。障害者保護法は、「障害のある人は、政治的、経済的、文化的、社会的生活および家庭生活において、他の国民と平等な権利を享受する」と規定している。バリアフリー環境構築規則（2012年）では、アクセシブルな施設の建設、情報交換、地域サービスなどの基準が定められている。精神保健法（2012年）では、精神的機能障害のある人の権利を保護している。障害者教育規則（2017年改正）は、国が障害のある人の教育への平等なアクセスの権利を保障することを規定している。障害予防及び障害者のリハビリテーション規則（2017年改正）では、障害予防、リハビリテーションサービス、安全保護措置の基準が定められている。中小企業振興法（2017年）では、障害のある人のための企業支援策が定められている。企業所得税法（2017年）では、企業が職を提供した障害のある人に支払った賃金は、その企業の課税所得の金額を計算する際に控除することができると規定されている。また、刑事訴訟法（2012年改正）、観光法（2013年）、家庭内暴力防止法（2015年）、慈善事業法（2016年）、公共文化サービス保証法（2016年）、映画産業振興法（2016年）、公共図書館法（2017年）、民法総則（2017年）には、いずれも障害のある人の権利を保護する規定が盛り込まれている。

3. 中国はまた、障害のある人の権利を保護するための基準のシステムを改善している。2011年、中国は「障害の分類と等級基準」（GB/T 26341 2010）という国家基準を公布し、障害の分類と等級のための用語と定義を定めた。中華人民共和国標準化局と関連する業界標準委員会は、113の国家標準と7つの業界標準を策定し、他の68の国家標準と業界標準は起草中である。

4. 第二に、障害のある人のための基本的な公共サービスシステムの確立に向けた初期段階の措置がとられている。2017年、国務院は第13次5カ年計画（2016年～2020年）の期間中に基本的な公共サービスの平等化を推進するための指導文書を発表し、特別章で障害のある人のための基本的な公共サービスを強調し、計画期間中の障害のある人のための基本的な公共サービスのための重要な課題と安全保護措置を打ち出した。この文書は、障害のある人のための基本的な公共サービスのレベルを向上させ、障害のある人が貧困とそれに伴う困難を克服するのを支援するための重要なフォローアップと強力な保証をもたらしている。

5. 第三に、障害のある人の生活条件が大幅に改善されたことである。中国は、農村部に住む貧困層の障害のある人を政府の全体的な貧困削減努力に組み入れ、展開を統一し、実施の足並みをそろえ、評価を行っている。障害のある貧しい人々は、的を絞った貧困緩和の過程で、重要な集団グループとして特別な支援を提供されている。障害のある人に特化した包括的な保護メカニズムは、困難な状況にある障害のある人のための生活費制度と重度障害のある人の介護に対する補助金制度で構成されており、すべての地区と郡で実施されている。この制度は、実施以来、障害のある人に2,100万件以上の支援をもたらした。

6. 第四に、障害のある人の平等な参加のための社会環境のさらなる改善が図られている。あらゆるレベルの立法機関が障害のある人に関する法令を制定する際、また、あらゆるレベルの政府が障害のある人に関する政策を策定する際には、様々な形で障害のある人やその団体、国民の意見を積極的に募集している。例えば、「中華人民共和国国家経済社会発展第12次5カ年計画要綱」（2011年～2015年）の策定時には、視覚障害のある人からの点字による提言を含め、64,700件以上の提言が寄せられた。

7. 第五に、障害のある人の大義(cause)はますます国際化している。2014年には、中国障害者連盟の張海迪(Zhang Haidi)会長が国際リハビリテーション協会会長に選出された。2015年、国連創立70周年を機に、中国と国連が共同で「中国の障害のある人」をテーマにした記念切手シートを発行した。2016年、中国は条約採択10周年を記念した会議を開催した。潘基文・国連事務総長（当時）が会議の議長を務めた。

8. 障害者権利委員会の第8回会合（2012年9月17日～28日）で採択された中国の第1回報告に対する総括所見（CRPD/C/CHN/CO/1、以下「前回の総括所見」）の第9項について、中国政府は、障害の医学モデルの欠点に十分に留意し、条約の枠組みの中で障害のある人の人権を保障することの重要性を深く認識し、権利に基づくアプローチの原則を立法、開発計画、社会政策において積極的に実践している。例えば、「障害のある人のための航空輸送の運営に関する措置」（2015年）では、障害のある人を「長期的な身体的、精神的、知的又は感覚的機能障害を有する者を含み、様々な障壁との相互作用により、障害のある人が他の者と対等な立場で社会活動に十分かつ効果的に参加することを妨げるおそれがある」と定義しており、障害のある人を条約に基づいて定義している。

9. 前回の総括所見の第10項に関して、中国は、人権に関する国家行動計画に障害のある人の権利の保護を盛り込んでいる。国家人権行動計画（2012年~2015年）は、同計画を実施する目的の一つとして、障害のある人の合法的な権利と利益を完全に保護し、障害のある人の主張を発展させ、障害のある人の社会生活への平等な参加を促進することを強調していた。2016年に発行された「国家人権行動計画（2012年～2015年）の実施に関する評価報告」によると、上記の目標は予定通り達成された。現在実施中の「国家人権行動計画（2016～2020）」では、すべての障害のある人の人権の保護を明確に求めている。

10. 中国は2010年以降、2つの「国家障害者5カ年計画」、すなわち、第12次5カ年計画（2011年～2015年）の「中国における障害のある人の発展のための大綱」と、第13次5カ年計画（2016年～2020年）の、「障害のある人に適切な繁栄をもたらすプロセスを加速させるための指針」を実施してきた。

**第二部　具体的な権利**

**第5条　平等及び無差別**

11. 中国は、障害を理由とする差別を禁止し、障害のある人が差別されない権利を断固として擁護し、法制、発展計画、政策において、差別禁止及び合理的配慮に関する具体的な規定を設けることを約束している。2010年以降、障害のある人に関する法律や規則の起草や改正において、非差別の内容を増やし、非差別の具体的な要件や規則を制定している。

12. 精神保健法（2012年）では、「団体又は個人は、精神的機能障害のある人を差別し、侮辱し、又は虐待してはならない」とし、「報道、文芸作品等には、精神的機能障害のある人を差別し、又は侮辱する内容を含んではならない」と規定している。同法は、精神的機能障害のある人に対する差別について法的責任を課している。障害者教育規則（2017年改正）では、「教育における障害を理由とする差別は一切禁止する」と規定し、障害のある児童生徒への差別に対して法的責任を課している。障害予防及び障害者のリハビリテーション規則（2017年）では、「障害を理由とする差別を禁止する」と明記し、「障害者更生保護サービスの提供に当たっては、障害のある人のプライバシーを保護し、障害のある人に対する差別や侮辱を行ってはならない」としている。障害のある人のための航空輸送の管理に関する措置（2015年）は、「別段の定めがない限り、航空会社は、障害のある人の外見や不随意の行動が乗務員や他の乗客に不快感を与えたり、迷惑をかけたり、迷惑をかけたりする可能性があるという理由で、搭乗資格のある障害のある人の輸送を拒否してはならない」と規定している。

13. 中国は、合理的配慮を積極的に提唱している。2010年以降、中国は、教育、文化、社会参加の分野における障害のある人に関する法規制の起草・改正において、合理的配慮をますます重視するようになっている。

14. 2015年及び2017年に発行された統一高等教育機関入学者国家試験への障害のある人の参加に関する指導文書及び障害者教育規則（2017年改正）は、いずれも「合理的配慮」に言及し、具体的な提供方法を列挙している。

15. バリアフリー環境構築規則（2012年）では、選挙当局が選挙への障害のある人の参加に対応し、視覚障害のある人ための点字投票用紙を提供することが規定されている。観光法（2013年）では、障害のある人の観光客は法律に基づいて観光における配慮を享受できなければならないと規定している。障害者航空運送管理措置（2015年）では、民間航空会社が障害のある人のニーズに応じて移動式の補助器具を提供しなければならないことや補助犬が障害のある人のフライトに同行できるようにすることを規定している。映画産業振興法（2016年）は、国が障害のある人の映画鑑賞のための配慮を奨励しなければならないと規定している。公共文化サービス保証法（2016年）では、政府は障害のある人に対して相応の公共文化サービスを提供する義務があると規定されている。公共図書館法（2017年）は、政府が設置した公共図書館は、障害のある人々に対して、文書情報、アクセス可能な施設、障害のある人のニーズに合ったサービスを提供しなければならないと規定している。

16. 前回の総括所見の第11項及び第12項に関し、中国は、障害のある人に対する差別の法的定義をさらに洗練させるため、2016年から2020年の間に、障害のある人に対する差別との闘いに関する立法調査を実施する。

**第8条　意識の向上**

17. 第13次5カ年計画（2016年～2020年）において、障害のある人に適切な繁栄をもたらすプロセスを加速させるための前述の指針において、この条約を広く普及させるという考え方が推進された。

18. 前回の総括所見の第15項及び第16項に関し、中国は、社会全体における障害のある人の平等の意識を高めるために、以下の措置を講じた。

19. 第一に、中国は、障害のある人の権利に関する理論研究を推進し、人権研究機関や人権専門家に障害のある人の権利に関する研究を奨励している。北京大学、中国人民大学などの大学では、障害者開発に関する研究機関を設置している。障害のある人の権利保護に関する研究成果は、「中国の人権、障害研究、障害者の権利研究」（Human Rights, Disability Research, Disability Rights Studies in China）などの雑誌に掲載されているほか、「中国人権ネットワーク」のウェブサイトにも掲載されており、いずれも障害のある人の権利に関する研究と広報を積極的に推進している。

20. 第二に、中国はラジオ、テレビ、新聞、書籍、インターネットを通じて障害のある人の意識を高めている。2016年には、「中国の夢」をテーマにした短編ドキュメンタリー映画の放送プログラムに、障害に関連したテーマのドキュメンタリー映画が10本以上含まれていた。2017年末までに、省(province)レベルでは障害のある人向けの専門的なラジオ番組が25本、手話テレビ番組が31本、県(prefecture)・市(municipality)レベルでは障害のある人向けの専門的なラジオ放送が198本、手話テレビ番組が254本あった。

21. 2016年の国際障害者の日に、人民日報は障害のある人の貧困緩和に焦点を当てた解説を掲載した。2017年7月19日、人民日報は、中国における障害のある人の主張を人権の観点から紹介する全面記事を掲載した。人民日報海外版などは、視覚障害のある蔡聪氏についての報道の中で、障害のある人を単に「障害」という観点から見ないように社会全体に呼びかけた。

22. 中国政府は毎年、中国の人権白書を発行しており、その中の関連する章では、障害者分野の最新の進歩と成果が紹介されている。毎年、著名な学者が編纂した「中国障害者分野に関する発展報告」は、中国の障害のある人の進展状況を記録している。

23. 中国インターネット情報センターの「中国障害者チャンネル」や「中国障害者ネットワーク」などのインターネットサイトでは、障害のある人に対する国民の意識向上に役立つ記事が多数掲載されている。「中国青年ネットワーク」のウェブサイトでは、障害のある人とその団体が、障害のある人の平等、統合、尊重、障害者支援の概念を広めるために始めたキャンペーン「中国障害のある人の声を聞く月」について報告した。2016年、最高人民法院は障害のある人の権利と利益の保護に関わる10の典型的な事例を公表し、社会規範を設定する上での司法の指導的役割を果たした。

24. 第三に、中国政府は毎年、「国際障害者の日」、「（中国の）障害者支援の日」、「耳の日」、「目の日」、「国際白杖安全の日」、「国際ろう者の日」などの重要な日を中心に、広報キャンペーンを実施している。2013年には、「中国耳の日」が世界保健機関（WHO）から「国際耳の日」に指定された。

25. 上記の取り組みは、障害のある人に対する一般の人々の意識を大きく高め、障害のある人の権利と尊厳の尊重を促進し、障害のある人に関する固定観念や偏見を減らし、障害のある人の能力と貢献に対する意識を高めてきた。

**第9条　施設及びサービス等の利用の容易さ（アクセシビリティ）**

26. 中国は、アクセシビリティに関する法律や政策の体系を継続的に改善している。バリアフリー環境構築規則（2012年）は、アクセシブルな都市・農村環境を構築するための法的保証を提供しており、第13次5カ年計画（2016年～2020年）におけるバリアフリー環境構築実施計画は、この点での明確な目標を設定している。2017年末までに、アクセシビリティの実施と管理に関する451の規則、規制、規範文書が全国で導入された。2018年には、運輸省を含む7つの政府省庁が共同で、高齢者や障害のある人のための移動サービスのさらなる強化・改善に関する意見書を発表した。

27. 中国は「新都市化に関する国家計画（2014-2020）」にバリアフリー化を盛り込んでいる。2017年末までに、1,622の市(municipalities)、郡(県、counties)、区(郷、districts)でバリアフリー工事が計画的に実施されている。

28. 中国はアクセシブルなインフラを推進しており、地下鉄の地下鉄設計規定（GB 50157 2013）、客船ターミナル設計仕様（JTS 170 2015）、内陸航運法定検査技術規則（2016年改正）、港湾管理規則（2018年改正）などの技術基準や指針が新たに策定または改訂されている。上海市では公共交通機関のバリアフリーバス化が徐々に進んでおり、広州市では1,700台以上のバリアフリーバスが運行されている。ほとんどの都市バスには停留所のアナウンス用の車内スクリーンや音声システムが搭載されており、一部の都市バスには盲の人用の車内案内システムが搭載されている。新築または改修された旅客輸送施設のバリアフリー化の割合は、一部の省では100％に達している。障害のある人のための航空輸送管理のための措置（2015年）では、空港でのアクセシブルな施設や設備が規定されている。鉄道当局は、客車のアクセシビリティ転換を推進し、盲の人が盲導犬を列車に乗せることを許可し、3400台以上の電動複合ユニット列車に障害者用の特別席を設置した。また、国家は重度の障害のある貧困層の住宅のアクセシビリティ改造を実施するために資金を投入しており、2017年には約89万2,000軒の住宅がアクセシビリティ改造を実施した。「トイレ革命」に関する習近平国家主席の指令に沿って、中国は観光地の国家品質基準を改定し、高級観光地には特別な観光客のトイレニーズに対応する「第三公衆トイレ」の設置を義務付ける。

29. 中国はアクセシブルな情報交換を推進しており、「情報アクセシビリティ-第2部：情報端末機器のアクセシビリティ設計ガイド」（GB/T 32632.2 2016）や視覚その他の機能障害のある人のためのアクセシブルな情報システムの基準である「視覚障害者インターネット情報サービス・アクセシビリティ支援システム技術要件」(YD/T 3076 2016)など、情報アクセシビリティに関する新たな技術基準を策定している。中国は、国際的な情報アクセシビリティの分野における標準化活動に積極的に参加しており、例えば、韓国で開催された国際標準化機構（ISO）と国際電気標準会議（IEC）の「JTC1/SC35」共同標準化小委員会の年次総会に出席し、「JTC1/SC35 WG6」ユーザーインタフェース・アクセシビリティ作業部会での標準化の議論に深く関与した。また、中国は、ワールドワイド・ウエッブ・コンソーシアム(W3C)の情報アクセシビリティ基準の策定作業や、同コンソーシアムのウェブコンテンツ・アクセシビリティ・ガイドライン(WCAG)の取りまとめにも参加している。中国は、聴覚障害のある人や言語障害のある人などが緊急時に助けを求めることができるようにするために、全国的な「テキスト12110」警察警報と救援要請ショートメッセージサービス(SMS)を実施している。国際電気通信連合(ITU)において、中国は、非政府機関による公共的ウェブサイトにおける情報アクセシビリティの実施に向けて、関連する提案を積極的に推進している。中国共産党第19回全国大会、全国人民代表大会、中国人民政治協商会議などの政府の主要行事のライブ中継には、手話言語放送が含まれている。

30. 前回の総括所見の第17項及び第18項を受けて、村や町(villages and towns)におけるアクセシブルな環境構築を発展させるため、住宅、都市・農村開発省は中国障害者連盟と共同で、2018年4月及び5月に多数の地方を訪問し、村や町での実施状況を視察し、障害のある人や高齢者のアクセシビリティのニーズを聞き取り、アクセシブルな環境構築や住宅のアクセシビリティ転換に関する現地の状況を把握した。同省では、第13次5カ年計画で示された要請を受けて、アクセシブルな市・県・村・町づくりのための基準を整理し、取りまとめを進めている。

31. 中国は、アクセシビリティの状況を監視し、評価する。2015年に発行された市と県のアクセシブルな環境建設の検査に関する一連の詳細な規制と規則は、そのような建設を監察するための具体的な基準を打ち出した。2017年には、住宅、都市・農村開発省や工業、情報工学省など5つの政府部門が15の省・地域・市を訪問し、バリアフリー環境構築規則の実施状況を点検した。同年、運輸省はバリアフリー移動サービスに関する郵送調査を実施し、全国の関連状況を把握した。高速道路サービスエリアのサービス品質評価基準には、バリアフリー設備の建設が明確に盛り込まれている。中国消費者協会と中国障害者連盟は、2017年に全国100以上の都市で実施した施設アクセシビリティに関する調査と経験を報告している。

32. バリアフリー環境構築規則（2012年）では、アクセシビリティ対策を実施しなかった場合の法的責任を規定している。

**第10条　生命に対する権利**

33. 刑事訴訟法（2012年改正）に「人権の尊重と保護」が明記されている。

34. 前回の総括所見の第19項及び第20項については、児童誘拐事件を受けて、「中国における誘拐および人身売買と闘うための行動計画（2013年～2020年）」が発表された。公安機関が可能な限り迅速に拉致・人身売買事件を解決することを支援するために、公安部が、行方不明児童に関する情報を定期的に緊急発行する態勢を立ち上げたことにより、2016年以降その件数は大幅に減少している。

35. 中国は、委員会の前回の審査で言及された、仕掛けられた「炭鉱事故」（訳注　知的障害のある子ども等が拉致され、補償金目当ての複数の故意の鉱山事故で死亡させられた。中国への初回総括所見第19項）を調査し、責任者を起訴し、制裁を課してきた。2014年には、詐欺的な補償企図での鉱夫殺害に関与した犯罪集団の構成員に対して、裁判所から相応の罰則が課せられた。

**第11条　危険な状況及び人道上の緊急事態**

36. 自然災害救援のための緊急計画を策定するにあたり、2015年に発行された障害のある人のための社会支援強化に関する指導文書に基づき、すべての地方自治体は障害のある人の特別な状況を十分に考慮し、優先的に緊急支援を提供することが求められている。2018年、中国は緊急事態管理省を設置した。

37. 2010年以降、中国は多数の自然災害に対して国家的な緊急援助対応をタイムリーに開始し、被災した障害のある人に焦点を当て、彼らの基本的な生活要求が十分に確保されていることを確認している。また，被災者のためにふさわしいリハビリテーションや心理カウンセリングも提供している。

38. 2013年には、中国国家減災委員会総局をはじめとする政府機関が、地震時の緊急避難訓練や防災・減災の広報など、障害のある人のための活動を組織化し始めた。例えば、2014年に安徽省阜陽市の盲学校で障害のある児童生徒を対象に防災・減災訓練を実施した後、翌年に同地域で地震が発生した際には、秩序のある無災害避難がなされた。

**第12条　法律の前にひとしく認められる権利**

39. 中国は、障害のある人が法の前に平等に認められることを確保するために、関連法と規則の改善を続けている。

40. 民法総則（2017年）は、すべての市民が市民活動において平等な法的地位を有することを規定している。市民活動にかかわる市民は、自発性の原則に従い、自らの意思に応じて民事法律関係を確立し、修正し、終了させるべきである。すべての自然人は、市民としての権利の平等な能力を有する。

41. 精神保健法（2012年）は、精神的機能障害のある患者に、インフォームド・コンセントによる医療行為の権利と退院の権利を保障している。また、精神的機能障害のある患者が訴訟の原告として行動する法的地位を保障している。

42. 銀行・金融における障害のある人の自立を確保し、アクセシブルな銀行環境の構築を促進するため、中国銀行協会は2013年にアクセシブルな銀行サービスのさらなる向上のための自己規制協定を、2014年に中国銀行業界におけるアクセシブルな銀行サービスの実施における自己規制に関する指導文書を、2018年にアクセシブルな銀行環境の構築に関する指導文書を公布した。

**第13条　司法手続の利用の機会**

43. 2017年、法務省は「第13次5カ年計画」の中で、障害のある人のための公的な法律サービスの強化に関する指導文書を発表し、2020年までにすべての障害のある人を公的な法律サービスのネットワークの対象とすることを求めた。

44. 中国は、法的手続きの各段階における障害のある人の保護を保証している。最高人民法院の「人民法院における訴訟サービスセンターの設立を総合的に推進することに関する指導意見」（2014年）は、資格のある人民法院が障害のある人のために「グリーン」（迅速）チャンネルを開設し、優先的にサービスを提供することができると規定している。最高人民法院の「国民の利便と利益のために効果的な司法業務をさらに遂行することに関する意見書」（2014年）では、障害のある人のために司法利便サービスを提供しなければならないこと、障害のある人が裁判に参加するためにアクセシブルな施設を提供しなければならないことを規定している。2015年から2016年の期間だけでも、全国の裁判所は、障害のある人が関与した7,597件の訴訟費用を減額、延期、または免除した。

45. 中国は、障害のある人のための司法支援制度をさらに改善した。最高人民法院の「人民法院の国家司法救済業務の強化と規制に関する意見」（2016年）は、刑事事件の被害者が、犯罪の過程で重傷を負ったり、重度の障害を負ったりした結果、生活条件が大きく逆転し、加害者の死亡その他の賠償能力の欠如によって救済を受けることができない場合、国は司法支援を行わなければならないと規定している。2018年に発行された全国の検察機関における「国の司法支援業務の一層の推進のための運動」に関する指導文書でも、障害のある人を支援の対象者として取り上げている。

46. 中国は、障害のある人の権利を尊重することについて、裁判官、警察官、弁護士を訓練している。最高人民法院は地方の刑事裁判所の裁判官を対象に人権に関する研修を実施しており、中国で設立された刑務警察の研修制度には、障害のある人の権利保護に関する内容が含まれている。公安部は、すべてのレベルの公安機関の職員に対し、障害者保護法を含む関連法規の学習を義務付けている。さらに、2017年には、法務省法律扶助センターの指導の下、湖北省法律扶助センターは武漢大学法科大学院と協力して、障害のある人への法律扶助の実技に関する実証訓練コースを提供し、その訓練モデルを省内および全国に普及させた。

47. 前回の総括所見の23項及び24項に関して、中国は、障害のある人のための法律扶助制度をさらに改善した。第一に、中国は、障害のある人のための補足的な法律扶助の範囲を拡大し、労働保護や婚姻・家族などの問題を含めた。第二に、中国は、法律扶助申請のための経済的困難基準を緩和し、結果として、より多くの低所得の障害のある人が法律扶助の対象となっている。第三に、中国の多くの省と市は、障害のある人の利便性のために、遠隔ビデオ法律扶助相談サービスを開設している。

48. 2010年から2017年まで、中国は496,000人以上の障害のある人に法律支援を提供した。2013年から2017年までに、法律扶助機関は141万件以上の障害のある人のための法律相談会を開催した。2017年末までに、中国は2,600以上の法的扶助活動ステーションと2,500以上の法的支援のサービス窓口を設置しており、そのうち2,000以上が障害のある人がアクセスできるようになっている。中国障害者連盟の各レベルの支部は、政府の法律扶助を補完するものとして、障害のある人のための法律扶助活動ステーションを1,746か所設置している。

**第14条　身体の自由及び安全**

49. 刑法(2006年)の改正(Ⅵ)で、障害のある人や子どもを組織し物乞いさせる罪が規定された。2011年から2017年までに、全国の裁判所で16件の同罪の判決が下された。

50. 前回の総括所見の第25項および第26項に関して、精神保健法(2012年)は、入院を必要としない市民が、制度的または手続き上の過ちにより強制的に入院させられないことを保証している。同法では、いかなる組織や個人も、精神的機能障害のある患者の個人的自由を不法に制限してはならず、そのような障害のための入院は、自発性の原則に基づいて行われる。また、精神的機能障害のある人の個人の自由を不法に制限した場合や、精神的機能障害のある人ではない患者を故意に精神的機能障害のある人として医療機関に入院させて治療を受けさせた場合の賠償責任も規定されている。

51. 中国は、精神・知的障害のある人の就労年齢の有資格者が社会的支援を受けることを保証している。2009年、中国は、中央政府の財政機関の支援を受けて、知的、精神、重度の身体障害のある人にサービスを提供するための在宅デイケア「サンシャイン」プロジェクトを開始した。2012年から2015年まで、中央政府の財政機関は10億元を投資して、障害のある人に200万件の様々な形の介護・支援サービスを提供し、2017年には23万1000人の知的障害、精神障害および重度の身体障害のある人がデイケアサービスを受けた。

**第15条　拷問又は残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰からの自由**

52. 中国は「拷問及びその他の残虐、非人道的又は品位を傷つける取り扱い又は刑罰に関する条約」に署名・批准しており、拷問の禁止は中国政府の一貫した立場である。刑事訴訟法（2012年改正）では、自白を強要されてはならないとの規定が追加され、さらに、「拷問によって強要された被疑者や被告の自白、暴力、脅迫、その他の違法な手段によって得られた目撃者や被害者の供述は除外される」と規定されている。

53. 刑事訴訟法（2012年）では、有期懲役又は刑事留置の刑に処せられた犯罪者のうち、自己の世話をすることができない者については、社会に危険を及ぼさない場合には、暫定的に刑務所外で刑を執行することができると規定している。

54. 前回の総括所見の第27項及び第28項に関して、中国は、障害のある人のインフォームド・コンセントなしに実施される医学実験を禁止している。精神保健法(2012年)の規定によれば、医療機関は、精神的異常の実験的臨床治療を実施する前に、精神的機能障害のある人の書面による同意を得なければならないとされている。人にかかわる生物医学研究の倫理審査に関する措置(2016年)は、人にかかわる生物医学研究については、インフォームド・コンセントの手続きを厳格に行うことを求めている。

**第16条　搾取、暴力及び虐待からの自由**

55. 中国は、強制労働から障害のある人を保護している。刑法(2011年)の改正(Ⅷ)では、強制労働の罰則が強化され、さらに強制労働の幇助も罰則化された。

56. 中国は、家庭内暴力から障害のある人を保護している。家庭内暴力禁止法(2015年)は、あらゆる形態の家庭内暴力を明確に禁止し、家庭内暴力に苦しむ障害のある人に特別な保護を提供している。

57. 中国は、障害のある人を虐待から保護している。刑法(2015年)の改正(IX)では、障害のある人の後見や介護に責任を持つ者は、そのような虐待の状況が悪化した場合には、障害のある人に対する虐待に対する刑事責任の対象となると追加的に規定した。

58. 精神障害のある子どもの誘拐に関する前回の総括所見の29項および30項に対応して、刑法の改正(Ⅸ)は、誘拐された女性および子供の購入に対する罰則を強化し、そのような行為を刑事責任の範囲に含めた。知的障害のある人の強制労働や女性・子どもの誘拐・販売に関わるケースについて、検察手続きにおいて障害のある人の合法的権利と利益を効果的に保護する意見書(2015年)は、法に基づき重罰化することを求めた。

**第17条　個人をそのままの状態で保護すること**

59. 中国は、障害のある人の心身の完全性(integrity)に関する権利を保護している。人口および家族計画法(2015年改正)によれば、生殖の自律性に関して、障害のある人を含む国民は、独立して避妊・家族計画方法を選択し、情報を踏まえた避妊方法の選択の権利を享受している。母子保健法(2017年改正)によると、医療・保健機関は市民に対して、性の健康と生殖に関する知識の教育を含む結婚前の健康管理サービスを提供している。中国の法律では、障害のある人が強制的に不妊手術を受けないことや、障害のある少女や女性が強制的に中絶を受けないことが保証されている。

**第18条　移動の自由及び国籍についての権利**

60. 中国は，障害のある人の出生登録権を平等に保護している。戸籍に関する関連法の規定に従い、公安機関は新生児の永久戸籍登録を実施している。障害を理由に戸籍登録が拒否されたことはない。

61. 中国は、障害のある人の移動の自由及び国籍を取得する権利を平等に保護している。出入国管理当局は、法律に従って出入国する中国国民の合法的な権利と利益を保護しており、障害のある人を対象とした追加的な条件を設けていない。外国人は、障害の有無にかかわらず、法律に基づいて通常通り出入国し、中国国籍を取得・変更する権利を有している。2018年、中国は国家移民局を設立した。

62. 中国は、旅行者である障害のある人の出入国のための配慮した条件を積極的に提供している。中国国民はパスポート申請時に指紋を提出することが義務付けられているが、指の障害などの理由で指紋を提出できない場合は、旅券処理機関の確認を経て、指紋の提出を免除されることがある。国境検査当局は、障害のある人を含む支援を必要とする者が迅速に通関できるよう、特別な出入国路を設置している。

**第19条　自立した生活及び地域社会への包容（インクルージョン）**

63. 前述の2015年に発行された「障害のある人の適切な繁栄を促進するプロセスを加速するための指導文書」では、地域に根差した、都市と農村の草の根の社会運営と公共サービスプラットフォームの建設において、障害のある人のための草の根サービスネットワークを組み込むことも求められていた。中国は「都市農村地域サービスシステム構築計画（2016-2020年）」の下で、障害のある人の地域サービスニーズの確保に重点を置く。2017年までに、978の市区と2,039の県と県レベルの市が地域リハビリテーションサービスを実施し、関係する46万3,000人の地域リハビリテーションコーディネーターのうち、41万6,000人が関連する研修を受けた。

64. 中国は、障害のある人のために多様な地域サービスを提供している。前述の在宅デイケア「サンシャイン」プロジェクトは、都市部や農村部で生活費の補助を受けており、生計の源と自活能力を失い、家庭環境が困難な知的障害、精神障害、重度の身体障害のある就労年齢の人に対する経済的支援を優先的に行っている。中国は、第13次5カ年計画とそれを支援する実施計画の下で、2016年から2020年の間に以下の課題を完了する： 障害のある人のための家族に基づき地域に支えられる介護サービスの開発、障害のある人の地域リハビリテーションと雇用の強化、地域社会の就労指導員のための訓練コースの改善、障害のある人のための文化とスポーツ活動の地域社会への統合の促進。

65. 第13次5カ年計画（2016～2020年）における「草の根レベルでの障害のある人のための総合的なサービスの能力開発のための実施計画」では、資格を有する地域社会が障害のある人の自立生活センターの試験的事業を積極的に実施することを明確に求めている。

66. 中国は、あらゆる種類の組織が障害のある人の地域社会への統合を支援するための措置をとることを奨励している。例えば、北京の利智(Lizhi)リハビリテーションセンターや湖北省武漢市紫陽街のサンシャインホームは、知的障害や精神障害のある就労年齢の人に、地域社会での生活に必要な技能訓練や職業リハビリテーション、自立生活などのサービスや支援を提供している。

67. 前回の総括所見の第32項に関して、中国は、世界ハンセン病デーやそれに対応する中国国内での記念行事などを通じて、国民のハンセン病に対する科学的な認識の向上、早期発見、ハンセン病に対する差別の撤廃を推進している。また、ハンセン病患者を家庭医サービスの主要な受給者とし、ハンセン病患者が治療を求める際の差別などの問題に効果的に対処している。

**第20条　個人の移動を容易にすること**

68. 中国は、障害のある人のための補助機器の研究開発と生産を奨励している。2016年、国務院は「補助機器産業の発展を加速させるためのいくつかの意見」を起草し、財政省などの政府部門は「障害者用特殊機器を生産・組み立てている企業の企業所得税免除に関する通達（2016年）」を発行し、このような企業の所得税を免除し、障害者用特殊機器の生産コストを削減している。

69. 2011年から2015年までに、中国は600万台以上の障害者用補助機器を提供し、支援サービスの専門職に1万件近くの訓練を提供した。2017年には、244万4千人の障害のある人が、白杖、視覚補助装置、義肢などの補助機器の適合と適応サービスを受けた。2018年6月時点で、中国の8つの省、地域、市で、障害のある人のための補助機器購入のための政府の補助金制度が確立されている。

70. 中国は支援機器の分野で国際協力を行っており、WHO優先支援製品リストを推進し、一部の製品規格の研究を開始して、支援技術に関する国際協力（GATE: Global Cooperation on Assistive Technology）プログラムに実践的な支援を提供している。2007年から10回連続でケア＆リハビリテーションエキスポ中国博覧会が中国で開催され、2015年と2017年には補助機器産業の発展に関するグローバル会議が中国で開催された。

71. 中国は、障害のある人の移動性を確保するために、他にも様々な措置を講じてきた。その一つは、中国で8万人以上の障害のある人に自動車運転免許証を発行していることである。もう一つは、「障害者航空運送管理措置」（2015年）において、航空会社、空港及び空港地上サービス事業者に、搭乗手続きを終えた障害のある人が航空機への乗降に必要な移動支援機器を無償で提供することを義務付けていることである。第三に、すべての列車で障害のある乗客のために一定数の特別乗車券が確保されている。第四に、盲の人は全国で都市部の公共交通機関に無料で乗ることができ、一部の地域では、すべての障害のある人が無料で乗ることができるようになっている。第五に、中国は、障害のある人がタクシーに乗りやすいように、インターネットや電話によるタクシー予約を積極的に展開している。

**第21条　表現及び意見の自由並びに情報の利用の機会**

72. 国民情報化推進大綱（2016年）では、政府のウェブサイトにおける情報へのバリアフリー化の実施を加速することを明確に求め、障害のある人に個別化された情報サービスを提供するよう社会に働きかけた。第13次5カ年計画（2016年）における国民情報化大綱では、障害のある人向け情報サービスシステムの構築を呼びかけた。

73. 中国は、政府・公共サービスのウェブサイトのアクセシビリティを推進している。2013年、中国は「美しい中国」公益行動プログラムを開始し、区・県レベル以上の人民政府の情報システムでアクセシビリティを無償で実施した。アクセシビリティの実施は、2013年と2014年に連続して政府のウェブサイトの年間パフォーマンス基準に含まれており、118の政府ウェブサイトの評価は、関連する試験機関と盲に関する専門家チームによって実施された。2018年1月までに、500以上の政府機関がバリアフリーの公共サービス情報サイトの実施を完了し、3万以上の政務・公共サービスウェブサイトにアクセシビリティをもたらし、国民に直接的な利益を1億件以上もたらした。

74. 中国は、手話言語及び点字の使用を奨励し、促進している。第一に、中国は、国家レベルで手話言語と点字を標準化し、促進することを約束しており、2012年から2020年の期間の言語・文字改革・発展のための国家中長期計画及び第13次５カ年計画の言語・文字発展のための国家中期計画の下で、国家の言語・文字作業の全体的な範囲にそれらを統合している。2015年以降、中国は2015年から2020年の期間に中国手話言語と点字を標準化するための国家行動計画を実施しており、2018年には、一般的な使用のための中国手話言語の共通表現の全国統一語彙集と中国点字の一般的な使用のための国家プログラムを正式に公布し、実施している。第二に、中国はテレビ放送での手話言語の使用を奨励しており、国家および認可された省のテレビ局は放送に中国の手話言語の要素をテストすることを義務付けられ、都道府県レベル以上のテレビ局はすべての手話言語ニュース放送に中国の手話言語を使用することを義務付けられている。第三に、公共サービス部門の司法、医療、交通、銀行、商業、観光、その他の分野のサービス提供者は、中国手話言語でサービスを提供している。中国語の点字は、公共の場所や施設の適切な標識に使用されている。

75. 中国は、障害のある人が情報にアクセスするための現代的な手段を確保するために、マルチメディア・オーディオブックやデジタルコンテンツ製品を開発している。2012年以降、伝統的なコンテンツのデジタル化を加速し、デジタルコンテンツ製品を開発し、デジタルコンテンツ普及プラットフォームを支援し、オーディオリーダー運営企業を育成するために、伝統的な出版社や出版部門を奨励し、支援してきた。2017年、中国はデジタル読書推進プロジェクトを立ち上げ、デジタルオーディオブック、電子点字、カスタマイズされた持続可能な知識と文化のサービスを盲の人に提供している。

76. 中国は、情報アクセシビリティのための基準の研究と起案作成を推進しており、これには、画面読み上げソフトウェアの技術要件、盲の人のためのインターネット情報サービス支援システムの技術要件、高齢者や障害のある人のための事務機器アクセシビリティ指針、高齢者や障害のある人を含むすべての利用者がアクセスできる情報技術アイコンやシンボルのデザインのための指針などが含まれる。現在策定中の基準には、インターネット情報技術コンテンツのアクセシビリティに関する技術的要件と評価方法、盲の人のためのデジタル出版フォーマット、携帯端末のアクセシビリティに関する技術的要件と試験方法、視覚障害のある人のためのマルチメディア情報技術処理要件などが含まれている。

77. 情報サービスへのアクセスを容易にし、障害のある人のニーズに応えるため、中国の338都市に「12385」サービスホットラインとオンライン苦情システムが設置されている。

**第22条　プライバシーの尊重**

78. 精神保健法（2012年）、障害予防及び障害者リハビリテーション規則（2017年）ともに、障害のある人のプライバシーを保護するための規定がある。

79. 国の法律や司法は、個人情報の保護を強化している。民法総則（2017年）は、個人情報の法的保護について規定している。刑法(2015年)の改正(IX)では、国民の個人情報を侵害する罪の定義が改正・改善されている。2017年、最高人民法院と最高人民法制局は、このような犯罪に関わる7つの典型的な事例の解説報告書を公表した。2011年から2017年までに、2,822件の市民個人情報侵害事件が裁判所によって解決された。

80. 中国は、障害のある人を含むすべての国民の健康情報のプライバシーとデータの安全性を効果的に保護することを、あらゆる種類のあらゆるレベルの医療、保健、公衆衛生機関に要求している。

**第23条　家庭と家族の尊重**

81. 中国は、障害のある子どもを持つ家族への支援体制の改善を続けている。国家人口発展計画（2016年～2030年）では、障害のある人の家族への支援を強化することを求めている。家庭教育を指導・促進するための2016年から2020年までの5カ年計画に関する指導文書によると、中国は、特別な困難を抱える子どものための家庭教育支援サービスを強化し、障害のある子どもに必要な紹介サービスだけでなく、定期的で専門的な家族支援を提供し、子どもの主要な保護者としての両親の責任を強化するとしている。

82. 中国は障害のある孤児の手術や術後リハビリテーションについて「明日への計画(Tomorrow Plan)」を打ち出した。2018年6月時点で、12万5千人近くの障害のある孤児や手術を要する育児放棄児が必要な矯正治療やリハビリテーション訓練を受けている。

83. 前回の総括所見の第33項及び第34項については、本報告の第59項を参照。

**第24条　教育**

84. 中国は、前回の総括所見の第35項及び第36項を受けて、そして条約が提唱するインクルーシブ教育の概念に基づき、2017年に障害者教育規則を改正し、「インクルーシブ教育を積極的に推進する」と明確に提案した。障害のある人が障害を理由に一般教育制度から排除されることがないように、この規則では、就学前教育機関、あらゆる種類のあらゆるレベルの学校、その他の教育機関が、法令の要件を満たす障害のある人の入学を拒否してはならないと規定している。

85. 中国では、障害のある子どもの就学前教育の規模を継続的に拡大している。2011年に発行された「就学前教育に対する財政援助制度の確立に関する指導文書」では、障害のある子どもの就学前教育が幼児期の財政援助の対象に組み込まれた。幼稚園事業規則（2016年改正）では、普通の幼稚園が障害のある子どもを受け入れることが明記され、全国の幼稚園に障害のある子どもへの支援・指導の充実が求められている。2016年には、全国の幼稚園で3万人以上の障害のある子どもたちが特別な経済的支援を受けている。2011年から2017年まで、宝くじ財源による障害のある人のための公共福祉学生支援事業に総額2億4000万元が投入され、経済的に不利な障害のある子どものインクルーシブな就学前教育のために、8万7000件の経済援助を提供した。

86. 中国は、障害のある児童・青年に対する義務教育の普遍化のレベルを総合的に引き上げ、2014~2016年の間に特別教育推進計画を実施し、その中で、障害のある児童・青年に対する義務教育の普遍化を絶対的な最優先事項とした。計画は、各自治体の個別化教育の「一人一ファイル(one child, one file)」の実施を指導し、学齢期の障害のある子ども・青年が義務教育を受けることができるよう、通常の学校への通学、特別支援学校への通学、あるいは「家庭訪問」指導のいずれの方法であっても、義務教育を確実に受けることができるよう努めた。2016年末には、視覚・聴覚・精神障害のある児童・青年の義務教育就学率が90％を超え、それ以外の障害のある人の教育機会が大幅に増加した。2016年秋学期から、中国は経済的に不利な障害のある生徒に、9年間の義務教育期間に加えて、高等学校の段階をカバーする12年間の無償教育を提供してきた。2017年の「障害者教育規則」では、障害のある児童・青年は優先的に近くの普通学校で義務教育を受けなければならないと規定されており、障害のある児童・青年の義務教育を受ける権利をさらに法的に保障している。2017年、中国は義務教育就学年齢の障害のある子ども・青年の就学前登録、その人数と障害の包括的な分析、「全面的カバー、拒絶ゼロ」の要件と障害のある子どもの実情に応じた教育配置の策定を義務付ける義務教育就学事業を展開し、個別に実施することを求めた。同年、中国は2017年から2020年までの第二期特別教育推進計画を打ち出し、実施した。

87. 2016年、教育省は、義務教育における障害のある児童生徒に特化して起案された体系的な学習基準を公表し、各自治体が児童生徒の心身の特性や教育的発達のパターンに沿った指導を行い、それに応じて指導形態や指導方法を調整するよう教員に指導することを求めた。また、教育評価改革の推進、プロセス重視、発達への配慮、差異の尊重、評価方法の多様化などについても、地方公共団体が積極的に学校を指導することが求められた。2017年、教育省は、これらの学習基準に基づき、盲・ろう・知的発達を扱う低学年向けの教科について、最初の22巻一括教材をまとめ、完成させ、全国に展開した。その後の教材の編纂は計画的に進められている。

88. 障害のある人の高等教育への道を開くため、2015年に公表された統一的な高等教育機関入学者選抜試験への障害のある人の参加に関する事務規程に関する中間指導文書では、初めて、障害のある受験者が全国レベルで対等な立場で「大学一般入試」に参加することができるよう、関連する便宜を拡大することが規定された。2017年には、その後の同試験への障害のある人の参加に関する指導文書の規定に基づき、例えば、視覚障害のある受験者には点字や大文字版の試験用紙を使用するなど、障害のある受験者に合理的配慮を提供するための特別措置が講じられた。

89. 障害のある人の職業教育の発展を視野に入れ、障害者教育規則（2017）には、教育の実施に関する具体的な規定が盛り込まれている。2018年に発行された「障害のある人のための職業教育の発展を加速させるための指導文書」では、障害のある人の職業教育の機会を拡大し、学校の運営条件を改善し、教育の質を高め、就職指導やサービスを強化するための方法が取り上げられている。

90. 障害のある人のための教育専門職の集団の構築には着実な進展があった。2018年6月現在、中国の64の一般大学では、総入学者数が1万人を超える特別教育専攻課程が設置されており、障害者教育の実践、理論研究、管理の分野で能力の高い専門家を大量に輩出していた。

91. 障害者教育規則（2017年）では、障害者教育に関する専門家委員会を設置することを求めている。

**第25条　健康**

92. 中国は2017年まで、14種類の基本的な公衆保健サービスを障害のある人を含む全国民に無料で提供していた。基本的な公衆保健サービスに対する標準財政補助金は、2009年の一人当たり15元から2017年には一人当たり50元に増加した。

93. 中国は、障害のある人が必要とする特別な医療・保健サービスを提供する観点から、2015年に重度障害のある人のための介護補助制度(nursing subsidy system)を創設した。2016年に発行された重度障害のある人のための医療サービス及び保障に関する指導文書では、重度障害のある人の医療サービス及び保障の仕組みのさらなる改善を求め、同年に発行された家庭医契約サービスの促進に関する指導文書では、家庭医契約サービスにおいて、障害のある人及びその他の主要グループを優先的対象とすることを求めている。2017年と2018年に発行された「障害のある人のための家庭医契約サービスの満足のいく提供に関する指針」では、そのような契約において障害のある人を優先グループとして対象とすることを求め、適格地区が個人契約の範囲に基本的なリハビリテーションサービスを含めることを奨励している。2016年には、車いす技能訓練、精神障害のある人のための作業療法訓練、聴覚障害のある子どものための言語訓練など、20種類の医療リハビリテーションが追加され、基本医療保険の支払い対象に含まれた。2017年には、都市部と農村部に住む障害のある人の基本医療保険支給率は96.5％に達した。

94. 中国では障害予防活動の改善が続いている。2013年と2014年には、早期診断と治療を促進するために、北京を含む5つの省、地域、市において、0～6歳の子どもを対象とした試験的な障害検診が開始され、視力・聴力障害、身体的・知的障害、自閉症の子どもたちに焦点を当てた。2016年には、2016年から2020年の間の障害予防のための国家行動計画が発表された。2016年の時点で、中国の合計8,091万人の農村部の出産年齢の女性に無料の葉酸サプリが提供され、97万8,000組の夫婦に無料のサラセミア検診が提供され、469万人の新生児が先天性疾患の無料検診を受けている。2017年には、5種類の心理・行動障害の早期診断・治療を目的とした0～6歳児の検診が、国家の基本的な公衆保健サービスの範囲に含まれた。2017年、中国では毎年8月25日が「障害予防の日」に指定された。

95. 中国は農村部の障害のある人への医療・保健サービスの提供を重視している。2016年に発行された「健康および貧困緩和事業の実施に関する指導文書」では、農村部の貧しい障害のある人の医療保障水準を高めるために、規則に基づいて、障害のある人のための適格な医療リハビリテーション事業を基本医療保険の支払いの範囲に入れた。2017年に発行された「健康及び貧困緩和事業のための『１つで３つ(Three in one)』行動計画に関する指針」では、貧困状態にある障害のある人の医療は、定められた区分やグループに応じて実施することとした。2018年に発行された「障害のために困窮している家族の困難を解決するための事業の実施に関する指針」では、登録され、認定された貧困家庭の重度の障害のある人に対する医療保障の範囲を拡大することが求められた。

96. 中国は医療施設のアクセスを改善した。2014年に発行された「医療機関における患者の活動領域と患者が座ったり、横たわる場所の安全要件に関する指針」では、医療機関のアクセシブルな構造設計の要件が定められた。

97. 前回の総括所見の第38項に関して、中国は、地域精神障害リハビリテーションサービスシステムの構築を重視しており、2025年までに「社会化された、包括的で開かれた」地域精神障害リハビリテーションサービスシステムの基礎を築くことになる。

**第26条　ハビリテーション(適応のための技能の習得)及びリハビリテーション**

98. 障害予防及び障害者リハビリテーション規則（2017年）では、国は障害のある人に対する基本的なリハビリテーションサービスを提供するための措置を講じなければならないと規定している。2017年には、8547万人の障害のある子どもと障害者手帳所持者が基本的なリハビリテーションサービスを受けており、障害者リハビリテーションサービスのカバー率は65.6％に達している。

99. 前回の総括所見の第39項及び第40項に関し，中国は，リハビリテーションプログラムが障害のある人のインフォームド・コンセントを得た上で作られることを確保している。障害予防及び障害者リハビリテーション規則(2017年)は、リハビリテーションプログラムの策定と実施において、障害のある人とその家族の意見を十分に聞き、尊重しなければならず、またリハビリテーション措置に関する詳細な情報を提供しなければならないと規定している。

100. 中国はリハビリテーション専門職の養成を重視しており，第12次5カ年計画の下で医療改革に関連した有資格者不足を解消するための事業にリハビリテーション療法士の養成を盛り込んでいる。中国は2014年に、リハビリテーション療法専門職のための試験的な養成要綱を策定、公表し、すべての地方がリハビリテーション療法専門職を適切に養成するよう指導した。

**第27条　労働及び雇用**

101. 第13次5カ年計画(2016年~2020年)の障害者雇用促進に関する指導文書では、雇用を求める障害のある人を十分に奨励し、訓練し、支援するという目的が提案されている。2017年には、都市部及び農村部の障害者手帳保有者を対象に35万5千人の新規雇用が創出され、都市部の住民13万1千人、農村部の住民22万4千人が追加雇用された。

102. 前回の総括所見の第41項に関して、中国は、障害のある人の雇用保証の利用を成文化している。「障害者雇用安定基金の徴収及び使用の管理に関する規則」（2015年）には、障害のある人の職業訓練、教育及びリハビリテーションへの支出を含め、基金の使用方法について具体的な規定が記載されている。また、2016年に発行された付加価値税の優遇方針に関する指針では、障害者雇用促進のための優遇税制の活用が挙げられている。

103. 前回の総括所見の第42項に関して、中国は様々な形で障害のある人の雇用を促進している。2017年には、118万9,000人の障害のある人が自宅で雇用され、8万人が地域社会で雇用され、145万8,000人が柔軟な雇用契約(flexible employment　訳注　自由業，パートタイム雇用，その他新しく出現する雇用形態など。[China to bolster flexible employment](http://english.www.gov.cn/policies/latestreleases/202007/31/content_WS5f241442c6d029c1c2637089.html)参照。)で働いている。知的機能障害、精神障害、重度の身体障害のある人の雇用が困難であることに鑑み、中国は支援雇用(supported employment)の概念を推進し、その結果、2017年末までに約14万3,000人の障害のある人が支援雇用ルートを通じて雇用された。中国はまた、「インターネット＋」雇用、在宅雇用、コミュニティ雇用、柔軟な雇用など、障害のある人に適した新たな雇用への支援を拡大し、知的機能障害のある人や精神障害のある人の支援雇用を積極的に模索していく。

104. 2017年に発行された「政府調達政策を通じた障害者雇用の促進に関する指針」では、障害者支援雇用を提供する機関が政府調達支援を享受しなければならないことが明記されている。2018 年に発行された「障害のある人の自営業と起業に関する指針」では、障害のある人の自営業と起業を支援するための行政、財政、税制、補助金面での優遇措置が明記されている。

105. 中国は、障害のある人のための職業技能訓練へのアクセスを積極的に確保している。2012年に発行された「職業訓練を通じた障害のある人の雇用促進に関する指針」では、働くことができ、訓練を希望する障害のある人を対象に職業技能訓練を実施し、要件を満たしている障害のある人を特別雇用基金助成金の対象に含めることを求めている。

106. 中国障害者連盟は全国で500の障害者職業訓練センターを設置し、2017年には都市部と農村部で62万5千人の障害のある人を訓練した。省レベルでは約350の障害者職業訓練センターがある。

107. 2010年以降、中国は障害のある人のための都市部・農村部の雇用サービスネットワークを改善し、省・市・県レベルで障害のある人の雇用サービスに重点を置いた機関を設立し、政策提言、求職登録、職業紹介、職業訓練などの特別な雇用サービスを提供している。2017年末までに、障害者雇用サービス機関は3,000近くあり、職員は15,000人に達した。

108. 中国は、労働関連障害のある人の権利を積極的に保護してい。労働関連傷害保険規則（2011年）では、労働関連傷害を受けた労働者は有している障害の等級の評価を受けた後、それに見合った一時金の傷害・障害補助金を受けることができ、I級からVI級の障害を受けた者は、障害のある労働者の基本的な生活必需品を確保するための、毎月の障害手当を受給することができると規定している。「労働災害保険の対象となる補助機器の配分の管理に関する措置（2016年）」では、労働災害による障害のある労働者が有効な補助機器を申請できると規定されている。

**第28条　相当な生活水準及び社会的な保障**

109. 中国は、2011年から2020年の期間における農村部の障害のある人の貧困緩和と発展を概説する指針を発行し、2016年から2020年の期間における貧困状態にある障害のある人の貧困緩和に取り組むための行動計画を設定している。

110. 中国は2011年以降、約1,300万人の障害のある人の生産性向上を支援してきたが、そのうち676万人は貧困から脱却した。約485万件の実践的な農村技能訓練が貧困層の障害のある人に提供され、全国各地に7,111の障害のある人のための貧困緩和拠点が設置され、70万7,000人の障害のある人が雇用され、141万世帯の障害者世帯に支援と激励を提供した。中国はまた、金融投資資金を増加させ、中央政府の財政機関は2011年から2016年までの間に、リハビリテーションと貧困緩和のために55.1億元の利子補給ローンを配分し、31.3万人の貧しい障害のある人に恩恵を与えた。

111. 中国は障害のある人の社会扶助のレベルを引き上げ、要件を満たしている障害のある人の世帯を生活費補助の範囲に入れ、2018年3月末までに都市部と農村部の約904万4千人の障害のある人がこのような補助金を享受していた。2016年に極貧者のための援助・支援制度のさらなる改善に関する国務院の指導文書が発行されたことを受けて、約90万人の障害のある人がこれらの制度の適用範囲に入った。中国は、要件を満たしている貧困層の障害のある人を医療扶助の対象に含め、基本医療保険への加入を助成し、基本医療保険、主要疾病保険、その他の補完医療保険の支払い後、標準的な医療費を支払うことができない個人に助成を行ってきた。2017年、中国は貧困層の障害のある人を含め、このような医療ケア支援を9,138万1,000件実施した。

112. 中国は、障害のある人のための基本的な福祉制度を改善している。中国は、「経済的に困難な障害のある人のための生活補助金制度と重度障害のある人のための介護補助金制度の全面的な確立に関する意見」（2015年）に基づき、障害のある人のための総合的な生活補助金制度と重度障害のある人のための介護補助金制度を確立することを決定した。これらは国家レベルで初めての障害者特別福祉補助金制度であり、2017年には200億元以上の補助金が支給された。

113. 中国は、都市部と農村部の障害のある人が基本的な老齢年金保険を普遍的に享受できるようにしている。中国障害者連盟が2017年に発表した「都市・農村住民のための老齢基礎年金保険への障害のある人の参加をさらに向上させるための指針」の下、貧困者と重度障害のある人のための財政援助政策に基づき、政府支給の老齢年金保険の対象範囲が拡大され、登録・特定された貧困状態にある障害のある人、生活保護の受給者、極貧状態にある障害のある人が含まれた。2017年末までに、社会的老齢年金保険に加入している都市部・農村部の障害のある人は2,614万7,000人に達した。保険に加入している60歳未満の障害のある人のうち、重度の障害のある人は547万2,000人、そのうち政府の保険補助を受けている人は529万5,000人で、老齢年金保険料が自分に代わって支払われている人の割合は96.8％となった。また、重度ではない障害のある人の中には、優遇政策の下で老齢年金保険料の全額または一部が支払われている人が280万9900人おり、全体の受給者数は1,042万3千人に達している。

114. 中国は、貧しい障害のある人の家族のための基本的な住宅を確保することを優先している。「公共賃貸住宅管理措置」（2012年）は、要件を満たしている障害のある人のために優先的にそのような住宅を手配することを明確に要求している。2017年末までに、58万人の障害のある人が保証付きの公的賃貸住宅を利用していた。2010年から2017年末まで、中央政府の財政機関は、危険なほど老朽化した住宅の改修のために、257万8,000人の貧しい農村部の家族に支援を提供していた。2017年、中央政府の財政機関は、このような改修のための支援を、農村部の障害のある人のいる貧しい家族を含む4つの主要な受給者区分に集約し、1世帯あたり1万4000元の標準的な補助金を支給するようになった。

**第29条　政治・公的活動への参加**

115. 中国は、障害のある人の政治・公共生活への平等な参加を保障している。2018年の県レベル以上の人民代表大会代議員と中国人民政治協商会議（Chinese People’s Political Consultative Conference）の委員会委員のうち、障害のある人、その親族や友人、障害のある人と一緒に働く人の数は5,000人を超えている。

116. 中国は障害のある人の公職に就く平等な権利を保障している。2013年に発行された「障害のある人の比例雇用(proportional employment)の促進に関する指針」では、党・政府機関、政府系機関、国有企業が率先して障害のある人の雇用を調整することを明確に求めている。

117. 毎年、中央政府の機関と部門の採用試験が行われる前に、国家公務員行政管理局は、採用を予定する機関と部門に対して、障害のある人に適した雇用ポストの計画を提出するよう促し、これを障害のある人を採用する際に使用する。すべての部門が障害のある候補者をすべての点で公平に扱い、試験要件を満たす障害のある候補者が試験に参加することを保証することを要求する。すべてのレベルの権限のある公務員部門は、採用する機関や部門が実施する面接や身体検査を良心的に監督しなければならない。公務員採用試験中の障害のある受験者には、個々のニーズに応じて合理的配慮が提供される。

118. 中国は、障害のある人を支援する社会組織の発展を支援している。2014年、中国障害者連盟と民政部は共同で、このような社会組織の発展を促進するための指針を発表した。「社会組織管理システムの改革と社会組織の健全で秩序ある発展の促進に関する意見書」（2016年）は、社会組織へのアクセス基準を引き下げ、地域社会組織が政府から委託された公共サービスや機能を地域社会の草の根レベルで引き受けることを支援し、障害のある人を支援する社会組織に対する国の優遇税制を改善した。

119. 2012年以降、中央政府の財政機関は、社会サービスへの社会組織の参加を支援するために、毎年2億元の特別資金を配分しており、その中でも特に重要な分野の一つが障害のある人のための社会サービスである。

120. 中国では、障害のある人を支援する社会組織の数が急速に増加している。民政部は、2010年8月から2017年末までの間に、国レベルで5つの国家社会団体と2つの民間非企業ユニットを含む7つのこのような組織を登録した。2017年末までに、地方民政部が登録した障害者支援社会団体は6,200以上で、その中には1,500以上の社会団体と4,600以上の民間非企業ユニット、約100の財団法人が含まれていた。

121. 前回の総括所見の第45項及び第46項を受けて、18歳以上の中国国民はすべて平等に選挙権を有し、選挙に立候補する権利を有している。中国は、「バリアフリー環境構築規則」（2012年）を通じて、障害のある人によるこれらの権利の行使を保証するための条件を積極的に整えている。

**第30条　文化的な生活、レクリエーション、余暇及びスポーツへの参加**

122. 公共文化サービス保証法（2016年）は、すべてのレベルの人民政府が障害のある人々の特性とニーズに見合った公共文化サービスを提供することを規定している。

123. 中国は障害のある人のための文化サービスを継続的に実施している。2011年から2017年までの間に、中央政府の財政機関は1200万元以上を投資して、1200の都市地域で障害のある人のための地域社会ベースの文化事業を実施し、草の根レベルに「障害者本棚」を設置した。また、農村の「農家の本屋」事業では、障害のある人向けの本を調達リストに入れ、「５つの１プロジェクト（Five Ones Project）」という、文化を家庭に持ち込む事業を立ち上げ、中西部と農村の重度障害のある人の貧困家庭10万世帯が毎年1冊の本を読み、1本の映画を見、1つの遊園地を訪れ、1つの展覧会を訪れ、1つの文化イベントに参加することを支援している。

124. 中国は、「春雨プロジェクト」など3つの実証ボランティア文化活動を組織し、ボランティアが障害のある人にサービスを提供できるようにしている。

125. 障害のある人の芸術的潜在能力の開発を促すため、「学校における美的教育の広範な強化と改善に関する意見」（2015年）では、障害のある生徒の興味や専門性は、潜在能力の開発に重点を置いて育成されるべきであり、障害のある生徒の心身の発達レベルや特性に応じて、芸術的能力と職業的能力を有機的に組み合わせ、社会への統合の基礎を築くべきであると提案している。

126. 障害のある人のための芸術の発展のために、中国では「障害者文化週間」などの文化活動を実施している。障害のある人の主張を広報するために開始されてからの3年間で、「香りを分かち合う」公益巡回展には17万人以上が参加している。中国には281の各種障害のある人の芸術団体があり、毎年10万人以上の障害のある人が全国障害者芸術祭に直接または間接的に参加している。中国障害者芸術団はこれまでに100の国と地域を訪問して交流や公演を行い、2016年と2017年の第7回、第8回中国児童合唱祭には盲の子どもの児童合唱団が参加した。2017年末までに170名以上の障害のある学生が無形文化遺産継承者として高度な学習・研究訓練を受けた。教育部が3年ごとに開催する全国小中学生美術展の活動に障害のある学生が参加している。

127. 中国は、障害のある人向けの書籍、新聞、定期刊行物の出版を奨励している。現在、中国では、「中国の障害（Disability in China）」、「障害研究（Disability Research）」、「リハビリテーション理論と実践（Chinese Journal of Rehabilitation Theory and Practice）」、「聴覚・言語リハビリテーション科学（Chinese Scientific Journal of Hearing and Speech Rehabilitation）」、「月刊盲人（Monthly Journal of the Blind）」、「盲の子どものための本（Literature for Blind Children）」（点字出版）などの関連雑誌が発行されている。中国点字出版社は、2017年までに562点の点字本を出版した。

128. 2017年末までに、全国のあらゆるレベルの公共図書館に959の点字・点字オーディオブックの閲覧室が設置された。「視覚障害のある人のための図書館サービスの一般仕様」の国家基準の実施は2018年に開始され、中国は2019年にろう者のための公共図書館サービスに関する指針及び読み書き障害のある人のための公共図書館サービスの基準の編纂を完了することを期待している。

129. 「情報ネットワークを介して公衆に著作物を伝達する権利の保護に関する規則」(2013年改正)は、出版された著作物は、営利を目的とすることなく、著作権者の許可を得ることなく、報酬を支払うことなく、盲の人が認識しやすい形で提供できると規定している。

130. 2011年から2015年および2016年から2020年の間に行われた全国体力づくり事業には、障害のある人のリハビリテーションと体力向上のための身体文化の広範な推進が含まれていた。2017年までに、全国の地方自治体に障害のある人のための文化・スポーツ活動のための会場が9,053か所あった。

131. 中国は2014年から障害のある人のリハビリスポーツのための家族ケアサービスモデルを試験的に実施している。重度障害のある人の家庭に小規模なリハビリスポーツ用具、指導方法、サービスが提供され、国レベルでリハビリスポーツ訓練合宿が行われている。

132. 中国は、障害のある人の体力づくり活動への参加を奨励している。2011年には、障害のある人が利用できるスポーツ・体力指導サービスの範囲と質を段階的に改善することを目的とした自主的体力づくり事業を開始した。2011年以降、中国スポーツ総局は、中国障害者連盟の障害者社会スポーツ指導員の育成を支援しており、社会スポーツ指導員の一般的な育成に障害者体力づくり指導の特別コースを追加している。2017年末までに10万4000人以上の社会スポーツ指導員が養成された。

133. 中国は、障害のある人のための特別なスポーツイベントを積極的に開催し、また参加している。2011年と2015年には、中国は第8回と第9回の全国障害者競技大会と第6回の全国スペシャルオリンピックスを開催し、人気の出る団体イベントを追加した。2015年には120万人以上が全国スペシャルオリンピックスに参加した。2016年のリオパラリンピックでは、中国が4大会連続で金メダルなどのメダル数のトップとなった。中国は2018年の平昌冬季パラリンピックで金メダルを獲得し、過去のパラリンピックでの「メダルなし」の連続傾向に歯止めをかけた。2022年冬季五輪、2022年冬季パラリンピックの開催権を獲得した。

134. 中国では、新しく建設されたスポーツ施設や改装されたスポーツ施設は、アクセシビリティ基準を厳格に守っている。2017年、中国は「公共スポーツ施設　屋外フィットネス機器の安全要件」（GB/T 34284 2017）と「公共スポーツ施設　屋外フィットネス機器の形状と管理」（GB/T 34290 2017）の国家基準を発行し、公共スポーツ施設と屋外フィットネス施設の設計を指導している。

**第三部　障害のある女子と児童**

**第6条　障害のある女子**

135. 中国は，法律，規則及び政策を策定するにあたり，基本的な国策として男女平等の推進を実施している。新たに制定された民法総則、家庭内暴力防止法、改正された女性従業員労働保護特則は、女性が市民活動、家庭生活、雇用その他の分野で平等な権利を享受すること、障害のある女性に特別な保護を与えることを規定している。

136. 「中国女性発展大綱」（2011-2020）は、女性の社会的地位の改善を求め、政治、経済、文化、社会の各分野において女性の総合的な発展を実現するための努力を求めている。また、障害のある女性の発達権についても取り上げている。健康分野では、障害のある女性のためのスポーツ活動の指導とサービスの強化を求めている。教育分野では、障害のある女子のためのインクルーシブな就学前教育や、高等学校や大学レベルの障害のある女子学生のための財政援助を求めている。経済の分野では、障害のある女性への雇用支援を求めている。社会保障の分野では、障害のある女性のための社会保障を提供するとともに、貧困層や重度の障害のある女性が、新たな農村部の協同組合医療、都市住民のための基礎医療保険、または新たな農村部の社会的老齢年金保険に参加するための保険料の補助を行い、それによって、貧困層の障害のある女性の基本的な生活を様々なルートを通じて保障し、地域社会レベルでの障害のある女性のリハビリテーションを促進することを求めている。

**第7条　障害のある児童**

137. 「中国児童発展大綱」（2011-2020）は、すべての子どもが平等な権利と機会を享受することを求め、子どもが身体的条件に基づいて差別されないことを保証し、子どもの意見を真剣に受け止め、理解することを提案している。この文書は、障害のある子どもたちの権利保護のためにふさわしい目標と戦略を設定している。例えば、健康の分野では、ケガに起因する子どもの障害を減らし、教育の分野では、障害のある子どもの義務教育を保証する。義務教育段階の障害のある子どもの学校への就学数は2016年に48万2,000人に達し、2010年に比べて15.9％増加した。

138. 中国は、障害のある子どものためのリハビリテーション支援制度を確立しており、障害のある子どもに対して、救済療法(salvage therapy)及びリハビリテーションという形での支援を優先的に提供している。その対象は、都市部及び農村部の生活費補助を受けている家庭や登録され、特定された貧困世帯にいる障害のある子ども、児童福祉施設で養育されている障害のある子ども、障害のある孤児、極度の貧困層の支援対象の障害のある子ども、その他の経済的に不利な世帯の障害のある子どもである。2017年には、0~6歳の14万1,000人の障害のある子どもが基本的なリハビリテーションサービスを受けた。

139. 中国は、困難な状況にある子どもをケアし、障害のある子どもを含むそのような子どもの権利を保護するために、さまざまな公共福祉事業を開始している。子どものための公的福祉保険事業「無償ケアプロジェクト」は、雲南省の貧困に苦しむ山間部の０－14歳の9万9641人の登録された例外的な貧困状態にある子どもに、主要疾病の治療費や入院費の保険償還を保証するものである。中国は引き続き小児主要疾病救済事業を推進しており、脳性麻痺、弱視、難聴などの主要疾病を抱える530人以上の子どもたちに支援を提供している。中国国家児童センターの「子ども+365プロジェクト」では、毎年365人以上の難病児とその家族を対象に無料の親子活動を実施しており、2016年は精神障害や聴覚障害のある子どもの家族に焦点を当て、合計391人のそのような子どもと家族が活動に参加した。

140. 前回の総括所見の第13項及び第14項については、障害のある子どもの遺棄は犯罪行為に該当する。また、2016年に発行された「困難な状況にある子どもの保護の強化に関する指導文書」では、地域公共システムに子ども向けサービスを取り入れることを求めている。

**第四部　特定の義務**

**第31条　統計及び資料の収集**

141. 中国は、障害のある人の大規模実名データベースを世界で初めて構築した国である。この構築は2008年から開始された。2018年1月時点で、中国の障害のある人の基礎データベースは、全国の県レベルの単位にまで拡大され、3,400万人以上の認定障害者の基礎情報を収集した。

142. 中国は2015年から、障害のある人の基本サービスの状況とニーズに関する全国実名調査を開始し、情報を更新するダイナミックな仕組みを確立し、障害者手帳所持者のサービスとニーズに関する情報を入手し、障害のある人に関するこの制度導入のためのデータ支援を行っている。この作業は、第三者評価機関や障害者団体から高い評価を得ており、再訪問のサンプルでは、調査した障害のある人の97.7％が満足感を示し、89％の障害のある人が「自分や家族にとって役に立った」と考えていると回答している。

143. 前回の総括所見の47項および48項に関連して、中国の障害のある人に関する調査、監視、統計データの大部分は、公報、年鑑、ウェブサイトを通じて一般に公開されている。中国障害者連盟は、毎年「中国障害者事業統計年報」を発行している。「中国統計年報」、「中国発展報告」、「中国社会統計年報」などの20以上の国家レベルの統計資料にも、障害のある人の主要なデータが含まれている。

**第32条　国際協力**

144. 中国は二国間交流を利用して障害者分野の国際協力を行っている。2014年、中国とドイツは障害者政策分野での協力を中独協力行動プラットフォームに組み込んだ。2014年には「障害者問題に関する中ロ協議会」が設立された。2015年から2018年にかけて、中国と米国は共同で「障害に関する中米調整会議」を4回開催した。中国はカナダ、朝鮮民主主義人民共和国、エチオピア、ケニアの障害者団体に寄付を行った。中国は、オーストラリア、朝鮮民主主義人民共和国、日本、大韓民国と定期的な交流・対話の仕組みを構築している。

145. 中国は、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」、「アジア太平洋経済協力フォーラム」、「アジア・ヨーロッパ会議」、「中国ASEAN（東南アジア諸国連合）万博」、「中国アフリカ協力フォーラム」など、関連する国際協力の枠組みに障害の問題を含めることを推進している。

146. 2012年、中国は「障壁の排除、統合の促進」に関する国際フォーラムを開催し、ミレニアム開発目標の実現に向けた北京宣言と、障害インクルーシブな開発のためのポスト2015年戦略を発表した。

147. 2014年、中国で開催された第22回アジア太平洋経済協力機構（APEC）の首脳週間会議において、障害のある人をテーマにした議論が行われた。2015年には、経済活動への障害のある人の参加を促進するための中国の主導性が、この機構の協力枠組みに正式に組み込まれた。中国は、APECの「障害のある人の友人グループ」の最初の議長国となった。中国はまた、2016年に中国－ASEANおよびAPECの枠組みの中で、電子商取引への障害のある人の参加に関する訓練コースを開催した。

148. 2014年、中国の李克強首相は、第10回アジア・ヨーロッパ会議サミットの議題に障害者問題を含めることに賛成した。2015年には、中国で「障害に関するアジア・ヨーロッパ高官会議および支援機器・技術に関するグローバル会議」が開催された。同年、中国は「インクルーシブな開発への障壁の除去」をテーマに「アジア・ヨーロッパ会議　障害分野の協力イベント」を開催した。

149. 2015年、中国は「障害のある人のための平等なアクセスとインクルーシブな発展」をテーマに、第1回中国－ASEAN障害フォーラムを開催した。

150. 2015年、中国は、中国アフリカ協力フォーラムのヨハネスブルグ行動計画に「（双方は）障害のある人のためのリハビリテーション、教育、雇用・・・の分野で協力を強化し、障害のある人のためのサービス制度と社会保障政策の分野でタイムリーな交流を行う」と盛り込むことを積極的に推進し、アフリカ諸国と協力した。

151. 中国は2016年に「持続可能な開発のための2030アジェンダ実施のための国家計画」を公布し、教育、保健、雇用の分野で障害のある人の発展を促進するための実施計画を提案している。中国は、障害のある人の分野に関連する持続可能な開発目標の実現を促進するために、障害のある人の所管官庁を含む2030アジェンダ実施のための省庁間調整の仕組みを設置している。

152. 2017年、国際協力のための一帯一路フォーラムの第1回首脳会議で習近平国家主席が提唱した「・・・障害のある人のグループ間の交流を強化し、インクルーシブな発展を促進する」という取り組みを実施するため、中国は一帯一路の障害者協力高官イベントに合わせて、「補助機器と技術に関する世界会議」、「リハビリテーションに関する北京国際フォーラム」、「中国聴覚・言語フォーラム」、「ケア＆リハビリテーション中国万博」などのテーマ別イベントを開催した。

153. 2015年、中国は国連創立70周年を記念して障害をテーマにしたイベントを「仁川戦略の実施　バリアフリー建設」と題したセミナーとともに開催した。2016年、中国は、その後4年間で国際リハビリテーション協会に500万米ドルを寄付することを約束し、その大部分はアフリカをはじめとする発展途上国でのリハビリテーション、教育、雇用、貧困緩和などの分野での障害者支援プロジェクトの実施や、プロジェクトが実施されている地域の障害のある人の就労レベルの向上に充てられることになった。2017年、中国と国連アジア太平洋経済社会委員会（ESCAP）は、北京で開催された「アジア太平洋障害者の10年の中間年評価に関するハイレベル政府間会合」を共同主催した。2018年、ESCAP第74回会合では、中国が提唱した「障害インクルーシブな持続可能な開発に向けて： 仁川戦略の実施を加速するための行動計画を含む北京宣言の実施」と題する決議が審議され、採択された。決議は、「アジア太平洋障害者の10年の中間点レビューに関するハイレベル政府間会合」（2017年末に北京で開催）の成果を歓迎し、北京宣言とその行動計画を承認し、ESCAP加盟国に対し、北京宣言と持続可能な開発アジェンダの実施を総合的に考慮することを約束するよう求め、事務局長に対し、加盟国が北京宣言とその行動計画を実施することを支援するよう要請した。

**第33条　国内における実施及び監視**

154. 国務院障害者作業委員会の主な責務は、障害のある人に関する国務院の指導原則、政策、規則及び計画の策定及び実施を調整すること、障害のある人に関する取り組みで遭遇する主要な問題の解決を調整すること、障害のある人に関する中国における国連の主要な活動を組織し調整することである。作業委員会は、この条約の実施を促進する責任を負う。

155. 国務院障害者作業委員会は、障害のある人に対する基本的なサービスの状況やニーズに関する特別調査を全国で行い、毎年データを更新するダイナミックな仕組みを構築している。得られたデータは、条約の実施状況を監視するために利用されている。

156. 条約の遵守に関する報告を作成する過程で、中国は政府部門と緊密に調整し、市民社会の参加を確保することを重視した。中国は、30以上の省庁からなる省庁間作業部会を設置し、多数の障害者団体の意見を募り、国連の要請に応じて、インターネットを通じて報告に関する意見を求めた。

**(翻訳：佐藤久夫・岡本明)**